

令和8年 第3回大崎町農業委員会定例総会議事録

議事日時

日 時 令和8年3月23日(月) 午前9時

場 所 鹿児島県農業共済組合曾於支所大崎連絡所 2階会議室

出席者 【農業委員】

1番 ○○委員, 2番 ○○委員, 3番 ○○委員, 4番 ○○委員
5番 ○○委員, 6番 ○○委員, 7番 ○○委員, 8番 ○○委員
9番 ○○委員, 10番 ○○委員, 11番 ○○委員

【最適化推進委員】

1番 ○○委員, 3番 ○○委員, 4番 ○○委員, 5番 ○○委員
6番 ○○委員, 7番 ○○委員, 8番 ○○委員, 9番 ○○委員
10番 ○○委員, 11番 ○○委員, 12番 ○○委員

計22名

事務局 ○○○○, ○○○○, ○○○○, ○○○○

開 会 会長あいさつ及び経過報告

2/28(土) 大崎町畜産振興大会

3/5(木) 3月定例常設審議委員会・第2回定例理事会(鹿児島市)

開 議 第1. 会議録署名委員の指名(5番 ○○○○委員, 6番 ○○○○委員)
第2. 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3. 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について
第4. 議案第14号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
第5. 議案第15号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の
指名について

その他

開 議

事務局長 ただいまから令和8年第3回大崎町農業委員会定例総会を開会いたします。
それでは、会長からあいさつと経過報告を申し上げます。

会 長 おはようございます。委員の皆様におかれましては、農作業の準備等でご多忙中
にもかかわらず、本日定例総会にご出席頂き、誠にありがとうございます。さて田
畑のいたるところでは、トラクターによる耕起作業が本格化し、春のおとずれとと
もに、活気あふれる風景が見られるようになりました。委員の皆様におかれまして
も何かと忙しい時期となりましたが、現場の農家の方々と行政との懸け橋として、
引き続き委員としての責務を果たし、ご協力をよろしくお願いいたします。それで
は経過報告を致します。2月28日 大崎町畜産振興大会、3月5日 3月定例常
設審議委員会・第2回定例理事会(鹿児島市)、以上の会に出席して参りました。
それでは、会議に入ります。まず会議録署名委員の指名を行います。5番○○○○
委員・6番○○○○委員にお願い致します。本日は、議案第12号から議案第15号
までを議題と致します。開けて頂きまして1ページ、総会審議内訳表でございます。

許可区分・申請件数のみ読み上げます。3条13件、5条1件、農地バンク法による農地中間管理権の設定113件、合計127件でございます。2ページ、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。3ページ、審議番号1番・審議番号2番・審議番号3番につきましては、譲受人が同一人物のため一括して審議致します。審議番号1番・審議番号2番・審議番号3番の調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号1番、2番、3番について一括して調査結果を報告いたします。審議番号1番の渡し人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんです。申請地は、永吉字濱沖〇〇〇〇番 田 外3筆 2,085㎡です。引き続き審議番号2番の渡し人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんです。〇〇さんとは知り合いの関係だそうです。申請地は、永吉字濱迫〇〇〇〇番 畑 外1筆 1,899㎡です。審議番号3番の渡し人は、〇〇〇〇市の〇〇〇〇さんです。元々の出身は大崎町の方です。〇〇さんとは知り合いの関係です。申請地は、永吉字濱沖〇〇〇〇番 田 外1筆 1,625㎡です。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで認定農業者です。〇〇さんについて紹介いたします。通作距離の短縮や農地の交換分合による集約化を自ら実践されておりまして、整備された大区画の田んぼは作業効率がよく、地域の先行モデルとなっております。主な経営作物は水稻、そばです。申請理由ですが、審議番号1番、3番については、渡し人の要望により受け人が経営規模拡大をするものです。審議番号2番は、渡し人の経営規模縮小に伴い、受け人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告いたします。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人の1名です。農作業技術力は、農作業歴22年とあります。機械保有はトラクター2台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、トラック1台、と十分です。通作距離は、審議番号1番と3番については自宅から約0.5km、車で3分、審議番号2番については約1.0kmで車で5分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響ありません。水利作業等へは率先して参加されており、今後も協力しますとのことでした。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議方よろしく願いいたします。

議 長 只今の案件につきまして、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。只今の案件について許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。
委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号1番、審議番号2番、審議番号3番につきましては、許可といたします。審議番号4番、審議番号5番につきましては、農地の交換になりますので一括して審議致します。審議番号4番、審議番号5番の調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号4番、審議番号5番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、甘藷、大根です。申請地は、井俣字下牧〇〇〇〇番 畑 1筆 2,880㎡です。申請理由は、土地の交換をするものです。次に調査内容について報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人の1名です。農作業技術力は農作業歴25年と

あります。機械保有は、トラクター1台、トラック1台を保有しています。通作距離は、自宅から1.0 km、車で5分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。次に審議番号5番についてです。渡し人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、甘藷、大根です。申請地は、井俣字上牧〇〇〇〇番 畑 1筆 2,585 m²です。申請理由は、土地の交換をするものです。次に調査内容について報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人の1名です。農作業技術力は農作業歴20年とあります。機械保有は、トラクター1台、トラック1台を保有しています。通作距離は、自宅から1.0 km、車で5分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の案件につきまして、何かご質問はありませんか。
 委 員 なし。
 議 長 なしということであります。只今の案件について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
 議 長 挙手多数。よって審議番号4番、審議番号5番につきましては、許可といたします。4ページ、審議番号6番の調査報告を〇〇委員お願いいたします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号6番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで、〇〇〇〇 〇〇〇〇の会社役員をしております。主な経営作物は、芋苗です。申請地は、井俣字上牧〇〇〇〇番 畑 1筆 2,015 m²です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大するものです。次に調査内容について報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人と子供の2名です。農作業技術力は、農作業歴34年とあります。機械は、〇〇〇〇 〇〇〇〇より借ります。〇〇〇〇 〇〇〇〇の機械保有は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、トラック5台、軽トラック3台と十分です。通作距離は自宅から2.0 km、車で5分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますということでした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号6番につきまして、何かご質問はありませんか。
 委 員 なし。
 議 長 なしということであります。審議番号6番につきまして、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
 議 長 挙手多数。よって審議番号6番については、許可といたします。審議番号7番の調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号7番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんで〇〇〇〇の役員をしてらっしゃいます。主な経営作物は大根、ゴボウ、甘藷です。申請地は、持留字船迫〇〇〇〇番 畑 外3筆 9,450 m²です。申請理由は、譲渡人が非農家になり譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人の1名です。農作業技術力は、農作業歴10年とあります。機械保有は、トラクター2台、トラック2台と十分です。通作距離は、自宅から1.0 km、車で5分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号7番につきまして、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは審議番号7番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号7番につきましては、許可といたします。審議番号8番につきましては、〇〇委員の案件でありますので、〇〇委員の退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

議 長 審議番号8番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号8番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで認定農業者です。主な経営作物はゴボウです。申請地は、野方字青木〇〇〇〇番 畑 外1筆 2,676 m²です。申請理由は、譲渡人が非農家により耕作しないため、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、父、弟の3名です。農作業技術力は、農作業歴17年、農作業技術修学歴4年とあります。機械保有は、トラクター10台、耕運機2台、田植機2台、コンバイン1台、トラック6台と十分です。通作距離は、自宅から10 km、車で15分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号8番につきまして、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは審議番号8番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号8番につきましては、許可といたします。

(〇〇委員入室)

議 長 審議番号9番の調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号9番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇県〇〇市の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで認定農業者です。主な経営作物は稲作とそば栽培です。申請地は、永吉字大園〇〇〇〇番 畑 1筆 1,592 m²ですが、今日の資料2の中の調査番号1-1に航空写真がついておりますけれども、場所がですね〇〇公民館の裏になります。今回この1枚の畑のうち3条申請と後ほど5条申請も絡んできますので、この資料を参照してください。申請理由は、兄弟間の贈与です。次に調査内容についてご報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人と妻の2名です。農作業技術力は、農作業歴30年とあります。機械保有は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、トラック1台と十分です。通作距離は、自宅から0.5km、徒歩で10分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号9番につきまして、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは審議番号9番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号9番につきましては、許可といたします。5ページ、審議番号10番につきましては、〇〇委員の案件でありますので、〇〇委員の退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

議 長 審議番号10番の調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号10番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで認定農業者ではありません。主な経営作物は飼料作物、そばです。申請地は、菱田字二反田〇〇〇〇番 田 外1筆 2,004 m²です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、妻の2名です。農作業技術力は、農作業歴50年とあります。機械保有は、トラクター1台、田植機1台、トラック1台、モア1台と十分です。通作距離は、自宅から1.0km、車で5分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号10番につきまして、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは審議番号10番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって審議番号 10 番につきましては、許可といたします。
(〇〇委員入室)

議長 審議番号 11 番の調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第 3 条申請、審議番号 11 番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで認定農業者ではありません。主な経営作物は、牧草・牛 18 頭です。申請地は、神領字蓼池〇〇〇〇番 畑 1 筆 2,168 m²です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告します。1 号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、母の 2 名です。農作業技術力は、農作業歴 15 年とあります。機械保有は、トラクター 6 台、田植機 1 台、トラック 2 台、軽トラック 3 台と十分です。通作距離は、自宅から 6 km、車で 8 分です。4 号農作業常時従事要件ですが、150 日以上農作業に従事すると認められます。6 号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。現地調査に行く前に事務局にも相談に行きました。現地は荒れてはいますが、畑にはすぐになるようです。買い手の〇〇さんから売り手の方は農業をしていないので、購入後すぐに整地しますとのことでした。以上のことから農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 審議番号 11 番につきまして、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは審議番号 11 番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって審議番号 11 番につきましては、許可といたします。審議番号 12 番の調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第 3 条申請、審議番号 12 番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇県の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで認定農業者ではありません。〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇さんの実の姉ということになります。主な経営作物は、菜種・鶏 20 羽を飼っています。申請地は、菱田字宇都口〇〇〇〇番 畑 1 筆 1,287 m²です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告します。1 号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、妻の 2 名です。農作業技術力は、農作業歴 50 年とあります。機械保有は、トラクター 2 台、耕運機 2 台、トラック 1 台と十分です。通作距離は、自宅から 0.3 km、徒歩で 5 分です。4 号農作業常時従事要件ですが、150 日以上農作業に従事すると認められます。6 号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 審議番号 12 番につきまして、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは審議番号 12 番について、許可してもよい

と思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって審議番号 12 番につきましては、許可といたします。審議番号 13 番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第 3 条申請、審議番号 13 番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで認定農業者ではありません。主な経営作物は、水稻です。申請地は、横瀬字大塚〇〇〇〇番 田 1 筆 486 m²です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告します。1 号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、妻の 2 名です。農作業技術力は、農作業歴 10 年とあります。機械保有は、トラクター 1 台、耕運機 1 台、トラック 1 台、乾燥機 1 台と十分です。通作距離は、自宅から 1.2 km、車で 5 分です。4 号農作業常時従事要件ですが、150 日以上農作業に従事すると認められます。6 号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 審議番号 13 番につきまして、何かご質問はありませんか。
委員 なし。
議長 なしということであります。それでは審議番号 13 番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって審議番号 13 番につきましては、許可といたします。6 ページ、議案第 13 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。7 ページ、審議番号 1 番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第 5 条申請、審議番号 1 番について調査結果を報告いたします。その前に先ほどの資料 2 の調査番号 1 - 1 が参考資料になります。先ほどの 3 条申請の中で〇〇公民館の裏にあります〇〇〇〇番を分筆したところが今回の申請地になります。渡し人は、〇〇県の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇市の〇〇〇〇さんで、先ほど 3 条申請にありました〇〇〇〇さんの子供さんになります。申請地は、大崎町永吉字大園〇〇〇〇番 畑 1 筆 497 m²で、申請目的は、一般住宅をここに建てるものになります。それでは、許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、第 2 種農地のその他と判断いたしました。続いて一般基準です。生活排水は合併浄化槽を設置されます。雨水は側溝放流となっております。土砂の流出防止対策については、ブロック積みをしますので問題ありません。日照・通風ですが、特に問題ありません。隣接地の所有者への説明は、説明済みとのことでした。通路は、道路に面しているため問題ありません。資力は、資金証明等で確認済みです。信用は、問題ありません。以上のことから、特段の問題は無いと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 審議番号 1 番につきまして、何かご質問はありませんか。
委員 なし。
議長 なしということであります。審議番号 1 番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。8ページ、議案第14号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」を議題といたします。9ページ、農用地利用集積等促進計画(案)総括表でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 議案第14号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」、9ページ、農地中間管理権の総括表です。始期が令和8年6月1日、期間は10年です。中間管理権の設定面積は、田が102,827㎡、畑が237,817㎡、計340,644㎡でございます。設定する者が91名、耕作する者60名でございます。10ページから21ページが内訳です。資料3で法人関係を添付しておりますので、ご参考にしてください。以上、中間管理権の設定につきまして、ご審議くださいますようお願いいたします。

議長 10ページ、連番1番から連番12番を除いて、連番20番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。
議長 なしということであります。それでは、連番1番から連番12番を除いて、連番20番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって、連番1番から連番12番を除いて、連番20番までは許可といたします。11ページ、連番21番から連番41番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。
議長 なしということであります。それでは、連番21番から連番41番までにつきまして許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって、連番21番から連番41番までは、許可といたします。12ページ、連番42番から連番62番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。
議長 なしということであります。それでは、連番42番から連番62番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって、連番42番から連番62番までは許可といたします。13ページ、連番63番から連番83番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。
議長 なしということであります。それでは、連番63番から連番83番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって、連番63番から連番83番までは許可といたします。14ページ、連番84番から連番104番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議	長	なしということでもあります。それでは、連番 84 番から連番 104 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。
委	員	(挙手)
議	長	挙手多数。よって、連番 84 番から連番 104 番までは許可といたします。15 ページ、連番 105 番から連番 125 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。
委	員	なし。
議	長	なしということでもあります。それでは、連番 105 番から連番 125 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。
委	員	(挙手)
議	長	挙手多数。よって、連番 105 番から連番 125 番までは許可といたします。16 ページ、連番 126 番から連番 146 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。
委	員	なし。
議	長	なしということでもあります。それでは、連番 126 番から連番 146 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。
委	員	(挙手)
議	長	挙手多数。よって、連番 126 番から連番 146 番までは許可といたします。17 ページ、連番 147 番から連番 167 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。
委	員	なし。
議	長	なしということでもあります。それでは、連番 147 番から連番 167 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。
委	員	(挙手)
議	長	挙手多数。よって、連番 147 番から連番 167 番までは許可といたします。18 ページ、連番 168 番から連番 188 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。
委	員	なし。
議	長	なしということでもあります。それでは、連番 168 番から連番 188 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。
委	員	(挙手)
議	長	挙手多数。よって、連番 168 番から連番 188 番までは許可といたします。19 ページ、連番 189 番から連番 209 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。
委	員	なし。
議	長	なしということでもあります。それでは、連番 189 番から連番 209 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。
委	員	(挙手)
議	長	挙手多数。よって、連番 189 番から連番 209 番までは許可といたします。20 ページ、連番 210 番から連番 229 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。
委	員	なし。
議	長	なしということでもあります。それでは、連番 210 番から連番 229 番までを許可し

でも良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって、連番 210 番から連番 229 番までは許可といたします。21 ページ、連番 230 番から連番 237 番までは〇〇委員の案件でありますので、〇〇委員の退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 連番 230 番から連番 237 番を一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは、連番 230 番から連番 237 番について許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって、連番 230 番から連番 237 番につきましては、許可といたします。

(〇〇委員入室)

議長 10 ページにお戻りください。連番 12 番につきましては、〇〇委員の案件でありますので、〇〇委員の退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 連番 12 番につきまして、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは連番 12 番につきまして、許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって、連番 12 番につきましては、許可といたします。

(〇〇委員入室)

議長 22 ページ、議案第 15 号「農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名について」を議題といたします。23 ページ、事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 議案第 15 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名です。23 ページ、1 番 〇〇〇〇さん 売買 永吉字大堀段〇〇〇〇番 畑 955 m² 外 3 筆 〇〇委員を指名します。

議長 〇〇委員よろしくをお願いします。最後のページになります。休会中の報告 あっせん関係でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 休会中の報告についてです。3 番は、3 月 27 日にあっせん会を開催予定です。空いているのは 1 番と 2 番です。

議長 1 番の〇〇委員、あっせん状況の報告をお願いします。

〇〇委員 先月と同様、しっかりと〇〇〇〇〇〇の看板が立っております。

議長 はい。よろしくをお願いします。2 番の〇〇委員、あっせん状況の報告をお願いします。

〇〇委員 2 番の〇〇さんの案件ですが、隣が〇〇〇〇さんの倉庫がありまして、〇〇〇〇さんやら畜産農家の方に 2～3 件回ったんですが、借りるんだったら何とかという話がありまして、買ってまでは無理とのことで、今また他の人たちを探しております。

議長 引き続きよろしくをお願いします。その他、何かご意見ご質問はございませんか。

委員　なし。
議長　よろしいですか。以上をもちまして、令和８年第３回大崎町農業委員会の定例総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

議　　長

５番委員

６番委員